



憲法 25 条と政治の在り方に関するコラムです。読んでみましょう。

東西南北

2020.5.27

二十数年前になる。大分県議会の自民党控室で道路整備の在り方を取材していた時、長老議員の一人が「ワシは日本国憲法の擁護者じゃ」と声を上げた。何のことか分からずポカんとしている、「道路建設の要求は第25条を守るためだ」と言うではないか▼25条には「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とある。現行憲法に明記された生存権の条項だ。そのため国は国民生活の全般にわたり、社会福祉や社会保障、公衆衛生の向上に努める義務を負う▼議員の地元は過疎地域であり、都市部に比べて狭く曲がりくねった道が多い。「車の幅は全国一揃。整備の優先順位は通る台数



の多寡ではない」。どこに住もうが道路の利便性に差があってはならない、25条の下で過疎地域の道を早急に整えよとの主張である▼土建関連企業の実質的なオーナーだったので、彼の「護憲論」は割り引いて聞かなければならなかったが、住民の要求は切なるものがあり、確かに一理あるなどと思った▼コロナ感染で政府や自治体はさまざまな対策を講じてきた。だが、場当たりの対応ではないかとの批判もある。諸施策を貫く哲学を感じ取れないとの思いからだろう。全ての国民の命と暮らしを守る。すなわち、25条の理念を必ず実現するとの心構えが政治家に求められている。

① 日本国憲法第 25 条には、国民の生存権についてどのように記されていますか。

.....

.....

.....

② 「ワシは日本国憲法の擁護者じゃ」と言った県議会議員の職業は何ですか？

.....

.....

.....

2020 年 5 月 27 日付大分合同新聞 1 面

③ この議員が自分のことを憲法の擁護者と言った理由を書いてください。

.....

.....

.....

④ 筆者の一番言いたいことは何かを考え、このコラムに見出しを付けてみましょう。

.....

.....

.....